

第 613 回 富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 10 月 5 日（木）午後 1 時 31 分から午後 2 時 12 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（13 人）

1	鈴木 昇	2	澤邊 治之	3	丸 文浩		
5	稲村 耕一	6	大塚 和行	7	渡邊 和巳	8	白井 和子
9	平野 弁一	10	佐久間 容	11	森田 泰彰	12	安田 和永
13	小柴 賢次郎	14	鈴木 伸江				

4 欠席委員（1 人）

4	川口 寛市						-
-	-	-	-	-	-	-	-

5 事務局職員（4 人）

局長 藤川 幸男	係長 鈴木 宏誌	書記 樋口 悠亮	書記 山口 芳郎

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

専決処分報告について

第 613 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
事務局長	<p>開会 午後 1 時 31 分</p> <p>皆様こんにちは。本日の会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 613 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>会議の開会に先立ちまして本日の出席状況ですが、委員 13 名の出席となっております。従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>【要約】秋本番となり、台風の発生も遠方であるようだが、刈り取りに適した天候が続いた。農業者年金研修に局長と参加したので、利点も有ることなので、今後も加入推進に協力いただきたい。</p>
議長	<p>(開会)</p> <p>ただ今から、第 613 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。7 番 渡邊和己委員、8 番 白井和子委員を指名いたします。それでは議事に入らせていただきます。</p>
議長	<p>【議案第 1 号】</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>ここでお伝えしますが、今回の議案第 1 号は、1 番から 4 番までと</p>

	<p>なっていますが、4番の案件については、議案作成後に取り下げの申し出がありましたので、今回の議案からは削除となりますのでご了承ください。したがって、1番から3番までの3件が議案第1号となります。</p> <p>それでは、議案第1号1番について、担当委員の現地調査及び説明を、11番 森田委員、お願いします。</p>
森田委員	<p>議案第1号1番について、申請地を10月1日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。富津公民館より南東の方向700m付近に位置する農地です。</p> <p>義務者は、令和2年に新規就農による花卉栽培を行うため、当該申請地を取得した者であります。リュウゼツランの栽培を手掛け事業も軌道に乗ってきたことから、会社を設立し法人化に移すための申請であります。申請地の状況は、取得時のハウスの使用に加え、新たにビニールハウスを設置し栽培が行われており、特に問題は無いと考えます。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの森田委員の説明に補足をさせていただきます。義務者は、既存施設を利用し花卉栽培を開始した新規就農者であります。現在、リュウゼツランを生産し、東京の市場へ出荷をしているとのことです。法人化へ移行するため昨年会社を設立し、本申請に及んだものであります。法人が農地を所有権移転により取得しようとする場合、個人が取得する許可要件に加え、農事組合法人、株式会社などの法人形態であること、農業とその農業と関連する事業の売上高が過半を占めること、法人の議決権数が農地の権利提供者や農業の常時従事者などで過半を超えていること、理事等の過半は農業に常時従事する構成員であること、などの要件が全て備わっていることが必要となります。</p> <p>このことから、要件確認のため農地法第6条の規定により、毎年事</p>

	<p>業の状況等を農業委員会へ報告することとなっており、要件が満たされなくなるおそれがあると認められる時は、農業委員会は法人に対し必要な措置を講ずるべきことを勧告することが出来るとされております。申請書に添付の営農計画書では、申請時点での要件は全て満たされる計画となっておりました。今後は、毎年提出される事業報告により確認していくこととなります。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内農地 8 筆 1,564 m²、権利者の耕作面積は 0 m²、農作業歴 2 年、従農数 2 名であります。技術力、労働力等に関しても問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（はい）大塚委員どうぞ。</p>
大塚委員	<p>このランは、施設栽培ということでしょうか。</p>
事務局（山口）	<p>ハウス付きの物件を取得/使用して、リュウゼツランを栽培しています。</p>
議長	<p>他にはありますか。（なし声）「他になし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 1 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第 1 号 1 番は承認されました。</p> <p>次に、議案第 1 号 2 番について、こちらの担当委員は私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p>
平野委員	<p>議案第 1 号 2 番について、申請地を 10 月 3 日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。大貫小学校より南の方向 1km 付近、以前の消防署の近くに位置する農地です。</p>

	<p>権利者は、義務者の権利関係の争いが発生したことで、平成 25 年に購入した申請地の農地法許可を得ることが出来ず、仮登記のまま現在まで至っております。この度、問題が解決したことで本申請地の所有権移転をしたく本申請を行うものであります。営農計画は、水稻の栽培を行う予定であります。</p> <p>説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（山口）	<p>ただいまの平野委員の説明に補足をさせていただきます。権利者は、義務者の権利関係の争いが生じ、既に購入済みであった本申請地の所有権移転の許可を得ることが出来ず現在まで至っております。問題が解決したことにより、仮登記状態であった申請地の所有権移転登記のため本申請を行うものであります。</p> <p>申請地は、農振農用地区域外農地 320 m²、権利者の耕作面積は 6,651 m²、農作業歴 50 年、従農数 3 名であります。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 2 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第 1 号 2 番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第 1 号 3 番について、担当委員の現地調査及び説明を、こちらは申請地が田原と六野になりますが、その距離が近く、権利者/義務者とも田原に住所のある人ですので、まとめて 10 番、佐久間委員に担当していただきました。では、説明をお願いします。</p>
佐久間委員	<p>議案第 1 号 3 番について、申請地を 9 月 30 日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。環小学校より西の方向 1.2km 付近に位置する農地で、周辺は土地改良事</p>

	<p>業が行われた良好な営農条件を備えた地域に所在する場所です。</p> <p>義務者は、高齢で後継者もないことから、近所で大規模に農業を営む権利者へ売買による所有権移転の申請であります。六野の申請地は親類により耕作されており、田原の申請地は現在休耕地となっておりますが、取得後整備し水稻の栽培を行う営農計画となっております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（山口）	<p>ただいまの佐久間委員の説明に補足をさせていただきます。義務者は、高齢であることから将来耕作が出来なくなるため、自宅近くの農地を残し売却しようとするものであります。権利者は、自作地にも近く、土地改良施工済みの農地で大型の農業機械を使用でき、農作業も効率的にできることから購入することとし、所有権移転の本申請であります。申請地は、農振農用地区域外農地 3 筆 3,361 m²、権利者の耕作面積は 101,340.38 m²、農作業歴 24 年、従農数 4 名であります。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 3 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 3 番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第 2 号】</p> <p>次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。まず事務局から説明願います。</p>
事務局（樋口）	<p>（議案を追加し、6 番までとさせていただく旨説明）</p>

<p>議長</p>	<p>それでは、議案第2号の1番2番は、権利者が行おうとする一つの事業に関する転用申請でありますので、一括で審議し個別の採決としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。（声：異議なし）</p> <p>それでは、1番2番を一括審議、個別採決といたします。</p> <p>では、この件の担当委員はまた私ですので、現地調査及び説明をいたします</p>
<p>平野委員</p>	<p>議案第2号1番および2番について申請地を10月3日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。先ほどの案件と近いところで、大貫小学校より南の方向約1.0kmに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、レストランやカフェの経営を営む法人で、このたび、古民家カフェを新しく開店するため、申請地に隣接した古民家を購入し、申請地をその駐車場および通用路として利用するため、賃借権設定を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局（樋口）</p>	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金および借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。駐車場および通用路として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）</p>

<p>議長</p>	<p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り、個別の採決に入ります。</p> <p>まず、議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号1番は承認されました。</p> <p>続いて、議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号2番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>では次に、議案第2号3番について、担当委員の現地調査及び説明を、こちらも私からいたします</p>
<p>平野委員</p>	<p>議案第2号3番について申請地を10月3日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。これも先ほど来の申請地と同じ地区で、大貫小学校より南西の方向約1.0kmに位置する農地であります。</p> <p>義務者は、申請地が他の田に比べ面積が小さく、機械も入りづらいことから今年で耕作をやめようと考えていたところ、太陽光発電施設として適しているため利用したいという権利者と合意形成がされたため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(樋口)</p>	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一</p>

議長	<p>般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号3番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号4番について、担当委員の現地調査及び説明を、2番 澤邊委員、お願いします。</p>
澤邊委員	<p>議案第2号4番について、申請地を本日午前を確認しましたので説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。旧佐貫中学校よりの方向北東約950mに位置する農地であります。通称黒部谷という場所です。</p> <p>義務者は、高齢のため申請地での耕作の継続が難しくなり、太陽光発電施設として有効利用できることから権利者と話がまとまったため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>

議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。議案第2号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号4番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号5番について、担当委員の現地調査及び説明を、11番 森田委員、お願いします。</p>
森田委員	<p>議案第2号5番について、申請地を10月3日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。富津小学校より東の方向約250mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、木更津市で中古車の輸出事業を行っており、富津市内の土地を事業用の駐車場として利用していますが、手狭になったことから、駐車場として敷地拡張をするため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は碎石敷きのみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。駐車場として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございます</p>

議長	<p>か。(なし声) 「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号5番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第2号5番は承認されました。</p> <p>では次に、議案第2号6番について、こちらの担当委員はまた私です。現地調査及び説明をいたします</p>
平野委員	<p>議案第2号6番について、申請地を10月4日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。中央公民館より南の方向約800mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、富津市青木に賃貸で居住していますが、部屋が手狭になったことから、より敷地・建物を広く確保できる土地を探していたところ、申請地が条件に合致したため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。申請地の左右とも住宅が建っており、周辺農地には影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水は上水道より引き込み、汚水・雑排水は合併浄化槽を経由し雨水とともに既存排水路へ放流します。資金については、工事費に対し自己資金および借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。専用住宅として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声) 「質疑なし」ということでありますので、質疑を打</p>

議長	<p>ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号6番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号6番は承認されました。</p> <p>【専決処分報告について】</p> <p>次に、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」を事務局長よりお願いします。</p>
局長	<p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。農地法第5条第1項第6号の規定による届け出でございますが、1番が分譲住宅として所有権移転するもので、面積は566㎡です。この届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。(なし)</p> <p>事務局何かありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回の5条案件、富津市宝竜寺の太陽光発電施設8,766㎡の権利設定の修正について。賃借権設定で審査いただいたところだが、実際の契約は地上権設定の契約であったため、千葉県の手続きは地上権設定に対するものになる旨を説明。賃借権/地上権の区別について説明資料配布。 ・農地パトロールの実施について ・11/27開催(@君津文化ホール)ブロック別研修会について ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(完成品、農林水産課作成)の配布について
会長	<p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。なお、</p>

	<p>次回の農業委員会総会は、11月6日月曜日、場所は401会議室で午後1時30分から開催いたします。</p> <p>閉会 午後2時12分</p>
--	---